



省エネ大賞
受賞マーク

「省エネ大賞（機器・システム部門）」 受賞マーク使用規定

財団法人 省エネルギーセンター
平成 17 年 1 月 13 日
(平成 19 年 4 月 1 日改訂)
(平成 22 年 2 月 18 日改訂)

平成 21 年度より「省エネ大賞」は、人材部門と組織部門を包含する表彰制度となり、従来の本事業は「省エネ大賞（機器・システム部門）」に名称変更された。そのことより受賞マーク使用規定及び受賞マーク使用細則を改訂する。

- 1) **適用** 本規定は添付図に示す「省エネ大賞（機器・システム部門）」受賞マークの使用方法について規定する。
- 2) **知的所有権** 本マークに関する著作権、その他の知的所有権は財団法人省エネルギーセンターに属する。
- 3) **使用対象** 本マークは、経済産業省が主催する「省エネ大賞（機器・システム部門）」を受賞した民生用のエネルギー消費機器及びシステム（要素製品、資材・部品を含む）（以下「機器・システム」という）に限って使用することができる。
- 4) **使用許諾** このマークは、財団法人省エネルギーセンターが「省エネ大賞（機器・システム部門）」受賞企業に対して使用を許諾するもので、その使用料は無料とする。
- 5) **使用方法** 本マークの使用に際しては、「受賞マーク使用細則」に従って「受賞年度(平成表示)」、「受賞制度名称(省エネ大賞)」、「受賞制度の部門(機器・システム部門)」、「受賞の区分(経済産業大臣賞、資源エネルギー庁長官賞、中小企業庁長官賞、省エネルギーセンター会長賞)」及び「主催者名(経済産業省)」を付記するとともに、受賞機器・システム名を明示しなければならない。
- 6) **基本デザイン等** 本マークの使用に当たっては拡大及び縮小のみ可能とし、形状、色彩等を変更してはならない。ただし、後記の「受賞マーク使用細則」に従って単色で使用しても良い。
- 7) **使用期間** 本マークは「省エネ大賞（機器・システム部門）」の受賞が決定した日(財団法人省エネルギーセンターが発行する「受賞決定通知書」に記載された日)以降、受賞機器・システムの販売期間中にわたり使用できる。
- 8) **使用の終了** 受賞企業は「省エネ大賞（機器・システム部門）」受賞機器・システムの販売を停止した場合、機器・システムの名称、型番等を変更した場合、名称、型番等が同じであっても省エネルギー性能等に関わる重大な仕様変更があった場合には、本マークの使用を速やかに終了するものとする。
- 9) **使用許諾の取消し** 財団法人省エネルギーセンターは、下記に該当するような場合には、本マークの使用許諾を取消すことがある。
 - ・ 「省エネ大賞（機器・システム部門）」の受賞が取消し等受賞対象でなくなった場合
 - ・ 本マークの使用が著しく不適当と認められる事実が受賞機器・システム又は受賞企業において生じた場合
- 10) **適正な表示** 関係法規等を踏まえ、消費者が誤認しないよう本規定及び「受賞マーク使用細則」に従い適正な表示に努めること。
- 11) **紛争処理** 本マークを使用した機器・システムに苦情等の紛争が生じた場合には、受賞企業が全責任を持って対処するものとする。

12) その他

上記以外のマーク使用可否等については財団法人省エネルギーセンターが判断するものとし、受賞企業は財団法人省エネルギーセンターの指示に従うものとする。

付記 本規定は平成 17 年 1 月 13 日から実施する。

注記 1 平成 21 年度以前の受賞分は、改訂前「受賞マーク使用規定」に基づくこと。

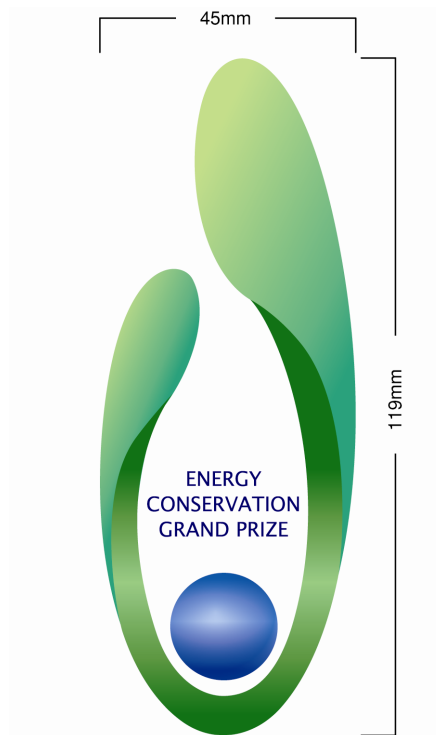
「省エネ大賞（機器・システム部門）」 受賞マーク使用細則

財団法人 省エネルギーセンター
平成 17 年 1 月 13 日
(平成 19 年 4 月 1 日改訂)
(平成 22 年 2 月 18 日改訂)

- 1) 使用範囲 本マークは下記の各項に使用できる。
 - ① カタログ、パンフレット等の受賞企業が発行する印刷物
 - ② 雑誌等への投稿記事
 - ③ 新聞等への広告
 - ④ コマーシャルフィルム
 - ⑤ ラベル等による機器・システムへの表示
- 2) 基本事項の表示 本マークに付記すべき基本事項である、「受賞年度(平成表示)」、「受賞制度名称(省エネ大賞)」、「受賞制度の部門(機器・システム部門)」、「受賞の区分(経済産業大臣賞、資源エネルギー庁長官賞、中小企業庁長官賞、省エネルギーセンター会長賞)」及び「主催者名(経済産業省)」の書体、配置等については別図 1 に従わねばならない。ただし装飾、色彩については別図 2 の例示のように受賞企業がデザインしても良い。
- 3) 併載資料における受賞機器・システムの明示 受賞機器・システム以外の機器・システムを併載しているカタログ、パンフレット等では別図 3 に例示するように受賞機器・システムの名称、型番等を明記し、購入者の誤解防止に努めなければならない。
- 4) 専用資料における受賞機器・システムの明示 受賞機器・システムのみを記載するカタログ、パンフレット等においては受賞機器・システム名、型番の表記を省略しても良い。ただし、本マークは該当機器・システムが「省エネ大賞（機器・システム部門）」を受賞したことを示すものであるため、受賞企業やその全機器・システムを表彰したような誤解を購入者に与えぬように留意しなければならない。
- 5) 一覧表等における表示 カタログ等で受賞機器・システムとそうでない機器・システムの仕様を一覧表等における識別の場合には、別図 4 に例示するように表中には簡易標記のマークを用いても良いが、欄外等に同図に例示するような注釈を記載しなければならない。
- 6) 機器・システムへの表示 本マークはラベル等により受賞機器・システム自体に表示しても良い。ただし、機器・システムに直接に印刷する場合以外は、別図 5 に例示するように受賞機器名称、型番を付記し装飾等で全体を囲み、故意又は過失による他機器・システムへの貼り付けを防止しなければならない。
- 7) 要素製品、資材・部品の受賞の表示 機器・システムの一部を構成する要素製品、資材・部品が「省エネ大賞（機器・システム部門）」を受賞した場合には、別図 6 に示すように受賞した要素製品、資材・部品の名称、型番を明記するとともに、カタログ等の中にその要素製品、資材・部品の機能を購入者にわかりやすく表示し、機器・システム全体が「省エネ大賞（機器・システム部門）」を受賞したような誤解を与えないように努めなければならない。
- 8) 第三者による表示 受賞企業と異なる企業(共同申請者でない販売会社等)がカタログ等を発行する場合にも別図 7 に示すように受賞企業を明示すれば本マークを使用しても良い。この場合、受賞企業が責任を以って表示方法等を管理しなければならない。

付記 本細則は平成 13 年 1 月 13 日から実施する。

注記 1 平成 21 年度以前の受賞分は、改訂前「受賞マーク使用細則」に基づくこと。



平成 年度
省エネ大賞
 (機器・システム部門)
経済産業大臣賞
 主催：経済産業省

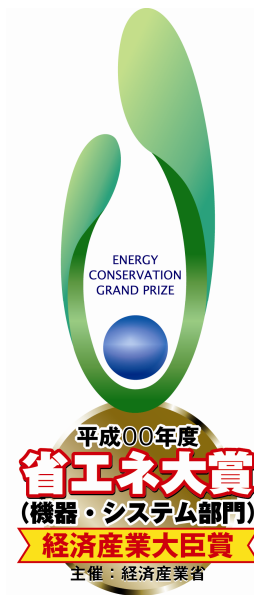
表示項目	表示内容	書体	標準Q数
A 受賞年度	平成表示	ゴシックMB101 B	26Q
B 受賞制度名称	省エネ大賞	ゴシックMB101 U	54Q
C 受賞制度の部門	(機器・システム部門)	ゴシックMB101 U	28Q
D 受賞の区分	経済産業大臣賞 資源エネルギー庁長官賞 中小企業庁長官賞 省エネルギーセンター会長賞	ゴシックMB101 B	32Q
E 主催者名	経済産業省	ゴシックMB31	20Q

- ・ 上表はマーク寸法が縦119mm、横45mmの場合を示す。
- ・ マークを拡大・縮小する場合は文字のQ数も原則としてこれに比例させて拡大・縮小させる。
- ・ Q数は、デザイン上の都合によっては、上表の標準よりも10%程度までは小さくしても良い。

別図1 基本事項の表示細則



別図2 基本事項表示の装飾例



省エネ型□□□機「□□□」
XYZ-ABC1,XYZ-ABC2

別図3 併載資料における表示例



参考 受賞機器・システムのみを掲載する資料における表示

高効率□□□システム「XYZシリーズ」

型番	能力 g/h	消費電力 W	寸法 cm	価格 円	備考 (注参照)
ABC-D1	100	100	10×20	100,000	
ABC-D2	200	200	20×40	200,000	
ABC-D3	300	300	30×60	300,000	
ABC-D4	400	450	40×80	400,000	
ABC-D5	500	600	60×120	500,000	
ABC-E4	400	450	50×80	450,000	
ABC-E5	500	500	50×100	550,000	
ABC-E6	600	600	50×120	670,000	
ABC-E7	700	750	100×140	800,000	
ABC-E8	800	1000	100×200	1,000,000	

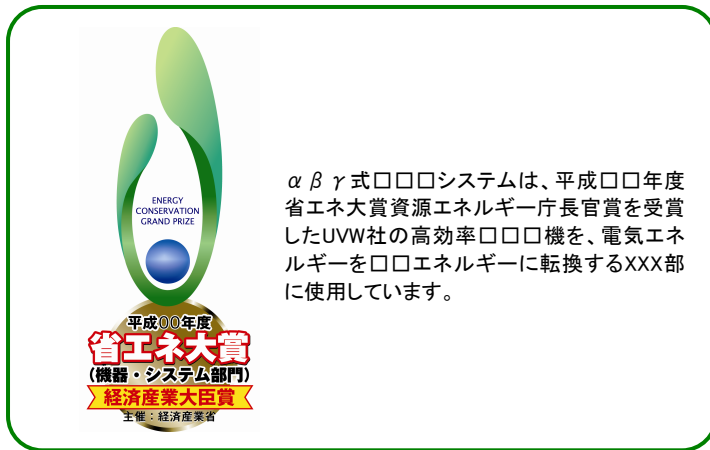
(注) 印は平成□□年度省エネ大賞(機器・システム部門)経済産業大臣賞を受賞した機器です。

別図4 一覧表等における表示例

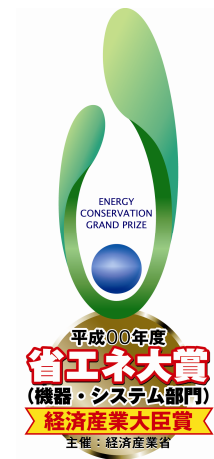


注) マーク部分のみを切り取って他製品等に貼り付けられないように工夫すること。

別図5 ラベル等による機器・システムへの表示例



別図6 要素製品の受賞表示例



省エネ型□□□機「□□□」
XYZ-ABC1, XYZ-ABC2
UVW 株式会社

販売代理店：(株)〇〇〇商事

別図7 第三者による表示例

「省エネ大賞（機器・システム部門）」 受賞マーク使用方法の追加について

財団法人 省エネルギーセンター
平成 18 年 3 月 3 日
(平成 22 年 2 月 18 日改訂)

1. 「省エネ大賞（機器・システム部門）」受賞マーク使用細則 2) 基本事項の表示 に関して、従来から別図 1 で示していた配置に加え、新たに別紙の「省エネ大賞バナーについて」に示す表示方法を追加します。
2. 本表示方法は、当面は「省エネ大賞（機器・システム部門）」受賞マーク使用規定 11) その他 による表示方法の一つとして運用することにします。
3. 本表示方法は主としてホームページのバナー等を念頭に作成されたものですが、従来の別図 1 と同様に
 - ① カタログ、パンフレット等の受賞企業が発行する印刷物、
 - ② 雑誌等への投稿記事、
 - ③ 新聞等への広告、
 - ④ コマーシャルフィルム、
 - ⑤ ラベル等による機器・システムへの表示に使用して良いこととします。
4. 従来の別図 1 と同様に文字の着色、装飾等を施しても良いこととします。また拡大、縮小も構いません。ただし、書体やマークとの文字寸法比、配置寸法比等は変更できません。その他の事項についても従来の別図 1 と同様とします。
5. 受賞の区分は最も文字数の多い「省エネルギーセンター会長賞」が示されていますので、他の区分の場合には適宜文字間隔を調整して下さい。
6. [受賞機器・システム名、受賞企業名記入スペース] と文字の大きさは、参考とします。受賞機器・システム名、受賞企業名等の表示の要否は使用規定に従って下さい。表示する場合は、原則として [受賞機器・システム名、受賞企業名記入スペース] を使用するものとしますが、同スペースに収まらない場合には改行して下(余白部)に伸ばして下さい。この場合、マークは下に伸ばさないことにします。

以上

付記 本追加は平成 18 年 3 月 3 日から実施する。
注記 1 平成 21 年度以前の受賞分は、改訂前「受賞マーク使用方法の追加について」に基づくこと。

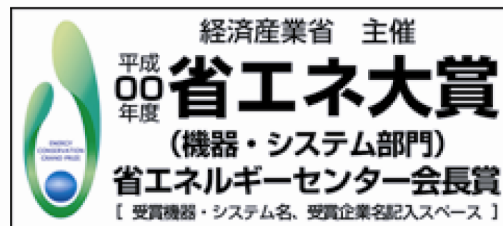
(別紙)

省エネ大賞バナーについて

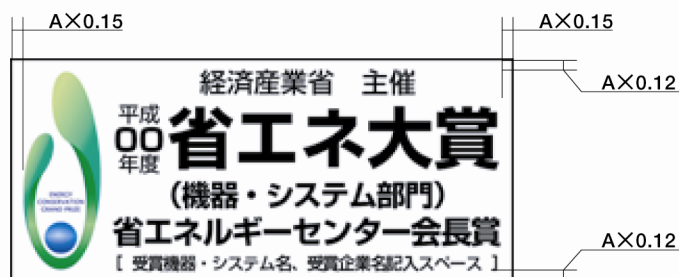
省エネ大賞バナーは、省エネ大賞受賞マーク（横37ピクセル・縦95ピクセル）を基準値として、余白・文字サイズの設定をしています。

- ・使用書体：モリサワ OpenType 新ゴ
- ・余白：省エネマークの横幅をAと定め、横幅・縦幅を求めています。
- ・外枠：1ピクセル

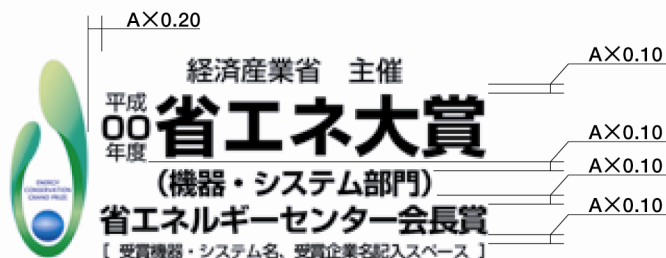
【 テンプレート 】



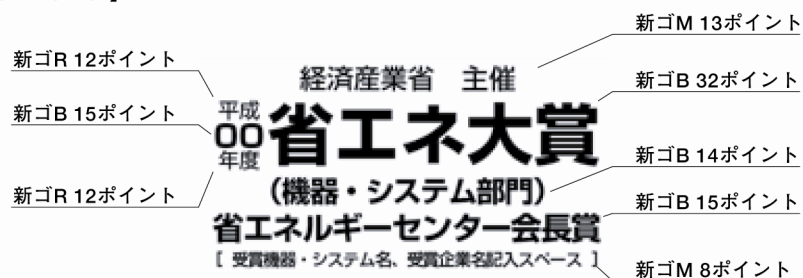
【 余白について 】



※外枠は余白に含みません。



【 文字サイズについて 】



「省エネ大賞（機器・システム部門）」 受賞マークの説明に使用する英文表記方法について

財団法人 省エネルギーセンター
平成 22 年 2 月 18 日

英文カタログ、英文パンフレット等で「省エネ大賞（機器・システム部門）」受賞マークの説明を行う場合に使用する英文表記は下表に基づくものとし、消費者が誤認しないよう適性な説明に努めて下さい。

なお、受賞マークの表示方法等は前記（1ページから8ページ）に基づくものとします。

和 文	英 文
省エネ大賞	Grand Prize for Excellence in Energy Efficiency and Conservation
機器・システム部門	Machinery and Systems Category
年度	Fiscal Year , FY
経済産業大臣賞	Minister' s Prize, the Ministry of Economy, Trade and Industry
資源エネルギー庁長官賞	Director-General' s Prize, the Agency for Natural Resources and Energy
中小企業庁長官賞	Director-General' s Prize, the Small and Medium Enterprise Agency
省エネルギーセンター会長賞	Chairman' s Prize, the Energy Conservation Center, Japan
主催者	Sponsor
経済産業省	Ministry of Economy, Trade and Industry

付記 本英文表記方法は平成 22 年 2 月 18 日から実施する。